

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月11日

【四半期会計期間】 第86期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社ガイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 安江 恵

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 経営管理室長 福羅 喜代志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 経営管理室長 福羅 喜代志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第86期 第1四半期連結累計(会計)期間	第85期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	6,955	32,744
経常利益又は経常損失() (百万円)	166	2,444
四半期(当期)純利益又は四半期(当期)純損失() (百万円)	330	4,783
純資産額 (百万円)	35,933	38,854
総資産額 (百万円)	66,323	72,718
1株当たり純資産額 (円)	983.27	1,064.18
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期(当期)純損失() (円)	9.11	130.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	130.09
自己資本比率 (%)	53.8	53.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	971	126
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,426	2,333
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,545	5,688
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	2,111	4,279
従業員数 (人)	2,116	2,134

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。
- 3 従業員数は就業人員数を表示しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	2,116	(699)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	46	(13)
---------	----	------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
衣料原料事業	350
衣料製品事業	3,828
合計	4,179

- (注) 1 上記の金額は、販売価額によっております。
2 上記の金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注実績

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
衣料原料事業	501
衣料製品事業	5,090
不動産貸借等事業	1,363
合計	6,955

- (注) 1 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値であります。
2 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国景気の減速、原油・原材料価格高騰により、これまで景気回復を牽引してきた企業収益に足踏み状態がみられ、個人消費に関しても食料品価格の高騰などから生活防衛意識が強く、依然として厳しい情勢が続きました。

当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、「お客様第一」「品質本位」の企業理念を基に事業改革を進めておりますが、衣料原料事業の中国工場群におきましては、豪州の大干ばつによる羊毛価格の高騰および原油価格の高騰による原材料価格の上昇、人民元高による為替の変動、人件費の上昇等のコストアップを販売価格に転嫁出来ない状況下であり、衣料製品事業におきましては消費トレンドの多様化に加え、春夏物の立ち上がり以降の天候不順や、夏物クリアランス期日（昨年6月30日、本年7月1日スタート）の影響もあり全体的に売上は低調に推移いたしました。

この結果、第1四半期連結会計期間における売上高は6,955百万円、経常損失は166百万円、四半期純損失は330百万円となりました。

なお、中国所在の連結子会社の第1四半期の決算期間は1月1日から3月31日までですが、この間急激な円高により為替評価損164百万円が発生しており、営業外費用として処理しておりますが、4月1日から6月末日までに人民元との為替レートが元の水準に戻っており、為替評価損は大きく減少しております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

衣料原材料事業

毛織物業界におきましては、豪州の干ばつによる羊毛価格の高騰、原油価格の高騰による原材料価格の上昇にもかかわらず、需要減による過当競争から販売価格に転嫁出来ない状況下であり、織物価格の下落を招いております。

売上高は510百万円、営業損失は112百万円となりました。

衣料製品事業

衣料製品事業におきましては、天候の影響や市場の激変等による春夏物商戦の伸び悩みにより、全体的に低調に推移いたしました。

売上高は5,093百万円、営業損失は233百万円となりました。

不動産賃貸等事業

不動産賃貸事業は、神奈川県小田原市における商業施設「ダイナシティ」の賃貸運営が主体であります。近隣商圈での新規出店もなく、堅調に推移いたしました。

売上高は1,475百万円、営業利益は437百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

衣料原料事業における販売価格の下落、衣料製品事業における春夏物商戦の伸び悩みやアパレル向けOEM（取引先ブランドによる製造卸）の受注の減少等がありますが、不動産賃貸事業は堅調に推移しております。

売上高は6,913百万円となり、営業利益は141百万円となりました。

アジア

原材料価格の高騰に加え、急激な人民元高による為替の変動、人件費の上昇等の影響がある中で、これらを販売価格に転嫁するのが難しく厳しい状況下にあります。

売上高は1,064百万円となり、営業損失は50百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は66,323百万円となり、前連結会計年度比6,394百万円の減少となりました。この主な内容は、配当金の支払2,104百万円、税金の納付1,960百万円、主として減価償却による固定資産の減少812百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は35,933百万円となり、前連結会計年度比2,920百万円の減少となりました。この主な内容は、四半期純損失及び配当金の支払による利益剰余金の減少2,434百万円であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は53.8%となり、前連結会計年度比0.7%増となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末におけるキャッシュ・フローは、2,167百万円の支出超過となり、現金及び現金同等物は2,111百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費584百万円、売上債権の回収による収入が723百万円ありましたが、法人税等の税金納付1,960百万円の支出もあり、971百万円の支出超過となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出182百万円がありましたが、有価証券の償還による収入2,500百万円があり、2,426百万円の収入超過となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額2,104百万円、長期借入金の返済による支出1,458百万円により、3,545百万円の支出超過となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	-
計	37,696,897	37,696,897	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成17年6月29日定時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	264 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,400 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から 平成27年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1 円 資本組入額 1 円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間新株予約権を行使できるものとする。

前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成26年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成26年7月1日から平成27年6月29日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)

新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(平成18年7月10日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	197 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,700 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1円 (注1)
新株予約権の行使期間	平成18年7月26日から 平成48年7月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間新株予約権を行使できるものとする。

前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年7月1日から平成48年6月30日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)

新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に承継される。ただし、承継者は、新株予約権を承継した日から3ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。

1個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,400個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	240,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,621円(注1)
新株予約権の行使期間	平成21年7月24日から 平成25年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,621円 資本組入額 811円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注2) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式

会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	246個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	24,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)
新株予約権の行使期間	平成19年7月25日から 平成49年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。

前項に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成48年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	37,696	-	6,891	-	8,147

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,390,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,286,200	362,852	-
単元未満株式	普通株式 20,197	-	-
発行済株式総数	37,696,897	-	-
総株主の議決権	-	362,852	-

- (注) 1 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が87株含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株ありますが、議決権の数には含めておりません。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイドーリミテッド	東京都千代田区外神田 三丁目1番16号	1,390,500	-	1,390,500	3.68
計	-	1,390,500	-	1,390,500	3.68

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	1,200	1,187	1,100
最低(円)	1,140	1,051	1,001

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,111	4,279
受取手形及び売掛金	2,562	3,452
有価証券	1,018	2,520
商品及び製品	4,727	4,757
仕掛品	1,070	1,121
原材料及び貯蔵品	636	650
その他	1,347	1,172
貸倒引当金	10	13
流動資産合計	13,463	17,940
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,338	15,936
その他(純額)	3,402	3,578
有形固定資産合計	18,740 ₁	19,515 ₁
無形固定資産		
	398	436
投資その他の資産		
投資有価証券	31,261	32,343
その他	2,681	2,719
貸倒引当金	221	237
投資その他の資産合計	33,720	34,826
固定資産合計	52,859	54,778
資産合計	66,323	72,718
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,405	2,494
短期借入金	9,094	9,092
1年内返済予定の長期借入金	2,085	2,918
未払法人税等	51	1,894
賞与引当金	107	69
その他	2,341	2,273
流動負債合計	16,084	18,742
固定負債		
長期借入金	1,250	1,875
長期預り保証金	10,394	10,447
その他	2,661	2,799
固定負債合計	14,305	15,122
負債合計	30,390	33,864

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,770	8,796
利益剰余金	21,355	23,790
自己株式	2,106	2,148
株主資本合計	34,911	37,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	363	394
為替換算調整勘定	423	883
評価・換算差額等合計	787	1,277
新株予約権	95	87
少数株主持分	138	159
純資産合計	35,933	38,854
負債純資産合計	66,323	72,718

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	6,955
売上原価	3,249
売上総利益	3,706
販売費及び一般管理費	1 3,965
営業損失()	258
営業外収益	
受取利息	204
受取配当金	132
その他	48
営業外収益合計	385
営業外費用	
支払利息	98
為替差損	142
持分法による投資損失	36
その他	15
営業外費用合計	293
経常損失()	166
特別損失	
固定資産除却損	9
事務所移転費用	3
その他	5
特別損失合計	18
税金等調整前四半期純損失()	184
法人税、住民税及び事業税	88
法人税等調整額	64
法人税等合計	153
少数株主損失()	7
四半期純損失()	330

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	184
減価償却費	584
受取利息及び受取配当金	336
支払利息	98
持分法による投資損益(は益)	36
たな卸資産の増減額(は増加)	92
売上債権の増減額(は増加)	723
仕入債務の増減額(は減少)	39
その他	15
小計	852
利息及び配当金の受取額	194
利息の支払額	57
法人税等の支払額	1,960
営業活動によるキャッシュ・フロー	971
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	182
有価証券の償還による収入	2,500
その他	109
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,426
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	1,458
配当金の支払額	2,104
その他	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,545
現金及び現金同等物に係る換算差額	77
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,167
現金及び現金同等物の期首残高	4,279
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,111

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

会計方針の変更

1. 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として総平均法による低価法から主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、一部連結子会社については売価還元法による低価法から売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性に関しては、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに、前連結会計年度末からの重要な一時差異の変動を加味したものを使用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)					
1	有形固定資産の 減価償却累計額	29,020	百万円	1	有形固定資産の 減価償却累計額	28,934	百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給料及び手当	836 百万円
歩合家賃	945 "
賞与引当金繰入額	31 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	2,111 百万円
現金及び現金同等物	2,111 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	37,696,897

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,390,569

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成17年新株予約権	普通株式	26,400	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権			95
合計				95

(注)平成17年新株予約権につきましては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,104	58.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	5,207	6,895	1,687
債券			
国債	13,772	13,865	92
社債	2,000	1,967	32
その他	6,684	5,549	1,135
合計	27,665	28,278	612

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	衣料原料事業 (百万円)	衣料製品事業 (百万円)	不動産賃貸等 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	501	5,090	1,363	6,955	-	6,955
(2)セグメント間の 内部売上高	8	2	112	124	(124)	-
計	510	5,093	1,475	7,079	(124)	6,955
営業利益または 営業損失()	112	233	437	91	(349)	258

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品

事業区分の方法は、事業者向け衣料原料事業と消費者向け衣料製品事業及び不動産賃貸等事業の3つにセグメンテーションしております。

2 [主要な製品の名称]

衣料原料.....紳士服向け毛織物、婦人服向け毛織物

衣料製品.....紳士・婦人衣料製品(スーツ、ブレザー、ジャケット、スラックス)

不動産賃貸等.....ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	6,629	325	6,955	-	6,955
(2)セグメント間の 内部売上高	283	738	1,022	(1,022)	-
計	6,913	1,064	7,978	(1,022)	6,955
営業利益または 営業損失()	141	50	91	(349)	258

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は、次のとおりであります。

アジア・・・中華人民共和国

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	983円27銭	1株当たり純資産額	1,064円18銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	35,933	38,854
普通株式に係る純資産額(百万円)	35,698	38,606
差額の主な内訳		
新株予約権(百万円)	95	87
少数株主持分(百万円)	138	159
普通株式の発行済株式数(千株)	37,696	37,696
普通株式の自己株式数(千株)	1,390	1,418
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	36,306	36,278

2 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失	9円11銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	330
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	330
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,290
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

株式会社 ガイドーリミテッド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田周二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイドーリミテッドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガイドーリミテッド及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。